児童虐待防止に向けた相談体制の強化について

児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課に位置付け

【厚労省資料一部加工】

長野市

子育て世代包括支援センター「ながの版ネウボラ」（長野市保健所）　平成28年度から

〇妊娠期から子育て期にわたって、出産・育児に関する不安や悩みに対し、
母子保健コーディネーター（専任の保健師）による相談支援を行う
・妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導　等

連携　情報共有を図り、子どもや家庭の状況に応じた継続的な支援

子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課）　令和２年４月から

◎住民に身近な場所で、子どもとその家庭、妊産婦等への支援全般を行う
（児童虐待への対応、要保護児童・家庭への支援）

・実情の把握、情報の提供、相談対応、調査、継続的・長期的支援、総合調整
・危険判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等
・関係機関との連絡調整（長野市要保護児童対策協議会　調整機関）　など

（１）資格を有する専門職員の配置
・子ども家庭支援員（相談対応、調査、支援等）
・心理担当支援員（心理的側面からのケア等）
・虐待対応専門員（虐待相談、家庭への支援等）
} 国の基準に応じた職員を配置
心理担当支援員を新たに配置し、
対応力を強化

（２）設備　相談室、親子の交流スペース、事務室など（既存機能を活用）

（３）その他
・弁護士や有識者の助言による困難事例への対応
・児童家庭相談システムの導入⇒迅速な対応と業務の効率化

連携　役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

長野県

長野県中央児童相談所

〇相談、養育環境等の調査、専門診断等（援助方針の検討・決定）
〇一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
〇市町村の援助（連絡調整、情報提供など）　等

関係機関が情報共有・連携

- 長野市保健所
- 医師会・歯科医師会
- 弁護士会
- 民間団体など
- 民生委員児童委員協議会
- **長野市要保護児童対策協議会**
- 教育委員会・小中学校
- 保育所・幼稚園等
- 女性相談センター
- 警　察
- 中央児童相談所

※構成団体例示